

## 特定外来生物被害防止基本方針(案)説明・意見交換会(東京)の概要

日 時：平成 16 年 7 月 16 日(金) 14:00～16:00

場 所：新宿御苑インフォメーションセンター 2 階会議室

出席者数：96 名

主な意見の概要は以下の通り(この他の意見も含め、パブリックコメントの意見として集計しています)。

### <基本方針第 1 に関する意見>

- ・ 国内移動の外来種についても拡大解釈して規制の対象として欲しい。

### <基本方針第 2 に関する意見>

- ・ 指定対象種の選定は、いつ、誰が、どの様な形で行われるのか。
- ・ 選定対象が明治元年以降である根拠は何か。
- ・ 学識経験者の意見のみを聴くだけでなく、利用関係等の一般の意見も聴くべき。
- ・ 特定外来生物に一度指定された場合、定期的な見直しはされないのか。

### <基本方針第 3 に関する意見>

- ・ 特定外来生物を捕獲した直後に放つことが法律第 9 条の対象にならないのは、どのような解釈によるものか。
- ・ 特定外来生物に指定されペット飼養が難しくなったときの引取先はどうするのか。

### <基本方針第 4 に関する意見>

- ・ 防除にあたって、あるエリアは除外するなど地域を区分けして実施することが可能かどうか検討はできないのか。

### <基本方針第 5 に関する意見>

- ・ 熱帯魚は学名が定まっていないものが多く同定が困難。実際上、熱帯魚の種の同定は税関では困難であり、規制されると大半が輸入できなくなるおそれはないか。

### <全般・その他>

- ・ 既に生態系に組込まれた外来種を駆除した場合の生態系等への影響を懸念。
- ・ 外来生物によっては緊急に対処が必要な面もあるが、プロセスが急であり、意見聴取の過程が短すぎる。
- ・ 種指定がきっかけで外に放してしまうことも考えられる。選定に当たっては、一般への広報、普及啓発をしっかりとしてほしい。
- ・ 生態系の攪乱要因はブラックバスだけとは限らず、他の攪乱要因にも対処すべき。

## 特定外来生物被害防止基本方針(案)説明・意見交換会(大阪)の概要

日 時：平成 16 年 7 月 15 日(木) 14:00～16:00

場 所：新大阪丸ビル新館 5 階第 2 会議室

出席者数：42 名

主な意見の概要は以下の通り(この他の意見も含めパブリックコメントの意見として集計しています)。

### <基本方針第 1 に関する意見>

- ・ 課題認識の項目に、予防原則の考え方を記述する必要がある。
- ・ 国内移動の外来種についても記述する必要がある。

### <基本方針第 2 に関する意見>

- ・ 研究者によって学説に違いがあるので複数の研究者から意見を聴取すべき。
- ・ 意見交換会などを通じ、現場の人間の意見など多様な立場の意見を取り入れるべき。
- ・ 専門家の委員会制度を設けて審議することを明記すべき。
- ・ パブリックコメントの意見と学識経験者の意見が同等に反映されるような内容で、基本方針の書きぶりにしてもらいたい。

### <基本方針第 4 に関する意見>

- ・ 外来生物の防除による、二次的、三次的影響を検証すべき。
- ・ 鳥獣保護法の適用除外による懸念事項について配慮すべき。
- ・ 防除方法の徹底、確認、予算の使われ方の確認等をお願いしたい。

### <基本方針第 5 に関する意見>

- ・ ペット用の外来生物は、原則、輸入禁止とすべき。
- ・ 外来生物そのものが悪ではなく、人間が問題であることを記述すべき。
- ・ 非意図的導入について、予防原則の観点からもう少し具体的に記述すべき。
- ・ 適切な個体の取り扱いと動物愛護について、環境教育で教えていくことが重要。

### <全般・その他>

- ・ 「侵略的」、「蔓延」、「駆逐」、「被害の防除」、「完全排除」との表現は、修正すべき。
- ・ 外来種の駆除に税金を使うならば、温暖化対策や教育対策等を使うべき。
- ・ 原則として、殺さない対応をすべき。
- ・ 影響のはっきりしない海外からの外来生物は、一切輸入禁止すべき。
- ・ 実際の水際でのチェック体制について税関との具体的な連携対策を考えるべき。
- ・ オオクチバスについて被害側と受益者側の双方の立場から議論が行えるような機会をできる限り多く持ってもらいたい。
- ・ 琵琶湖では、ブラックバスやブルーギルを駆除する際に、在来種が大量に混獲されているが、その問題について考えるべき。